

# 神奈川新聞

THE  
KANAGAWA

2015年[平成27年]

3月19日[木]

大安

ここが知りたい

不動産

遺留分の発生に留意

Q 遺言書によって、相続する権利に変更があつた相続するのでしようか。

A 当然、相続する権利に変更が生じることがあります。遺言書がある場合、相続人が分けたい財産の相続人を確定することができますので、私自身は遺言書による相続は必要ない手書き書き相続はあります。

神奈川メディア連携企画

ただし、仮にほかの相続人の間で何らかのトラブルが生じたときには的確に対処ができるようにしておくことが大事です。遺言書によつて法定相続人に財産が分与されない場合でも、遺留分という法定相続分の2分の1の相続分が発生するからです。

うなコンサルタントに相談することをお勧めします。シーエフ・ネット

代表取締役・倉橋 隆行

F Mヨコハマ(午前8時15分)、t v k「ありがとうございます」(毎月第3木曜日の昼)、ジエイコム(水曜日午後10時30分)で放送中。

※「ここが知りたい不動

産」でご質問がある方はテレ231-8445、神奈川新聞社クロスメディア営業局「ここが知りたい不動産」までご質問をお寄せください。紙面で採用された方に粗品を差し上げます。

詳しく述べています。詳しくは、われわれのよ

II 每週木曜日掲載